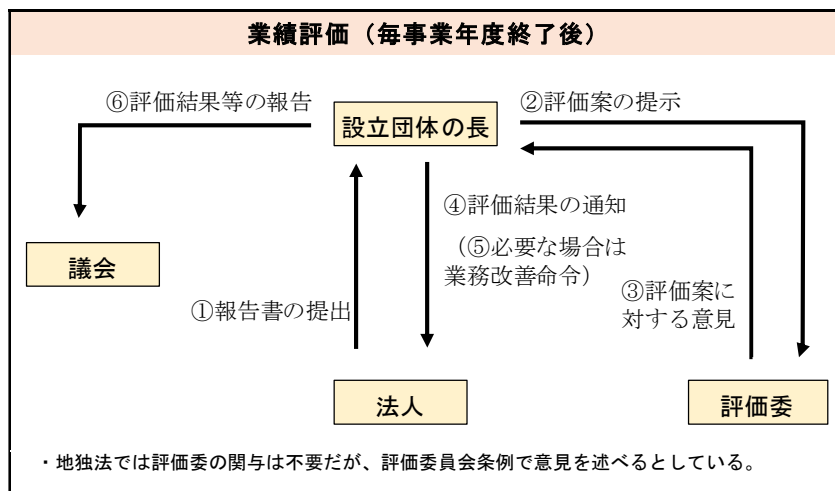


業務実績評価の流れ

[日程]	[内容]	[担当]	[根拠法等]
3月31日	事業年度終了	法人	法第 32 条第 1 項
6月30日まで	業務実績報告書提出	法人→市	法第 28 条第 2 項
"	業務実績報告書公表	法人	"
業務実績報告書受領後	市による 1 次評価	市	
"	業務実績報告書等を評価委員に送付	市	
第 1 回評価委員会 (7月24日)	業務実績報告書の説明 1 次評価の説明 業務実績評価等に対する意見	法人 市 評価委員会	評価委員会条例第 2 条 第 1 項第 2 号 ※ 中期目標実績見込評 価については、法第 28 条 第 4 項
評価委員会後	意見書提出	評価委員会→市	
"	業務実績評価の決定	市	
"	評価結果の通知	市→法人	法第 28 条第 5 項
"	評価結果の公表 (ホームページ)	市	"
香取市議会 9 月定例会	評価結果等の議会への報告	市	"

[イメージ図]



※ 中期目標実績見込評価と中期目標実績評価も同様のスケジュール

※ この他、法第 34 条・規則第 11 条の規定による事業報告書や決算報告・監査報告の作成・提出あり